

卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。  
(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

全学科、学生便覧にて卒業認定要件を示し、卒業判定会議で学校長の確認・決定の上、認定している。

(卒業、課程修了の認定)

#### 学則第24条

校長は、第10条の定める授業科目の成績評価及び卒業判定会議の審議に基づき、課程修了の認定を行う。

2 校長は、所定の修業年限以上在籍し、課程を修了したと認めた者には、卒業証書(別記様式1)並びに高度専門士又は専門士称号授与証(別記様式2)を授与する。

3 柔道整復科の教育課程のうち、スポーツ選択科目については単位認定は行うが、卒業要件には該当しない。また、柔道整復科 I 部柔整スポーツコースのみスポーツ選択科目を履修することができる。